

令和8年度（令和7年分） 町県民税・国民健康保険税の申告相談について

1. 申告相談について

- 令和7年分の申告相談を2月16日から3月16日までの期間で実施します。申告相談の日程及び会場は裏面の日程表のとおりです。必要書類をご準備の上、申告相談会場にご来場ください。
受付は、指定した地区の方を優先します。地区割で指定した地区以外の方は、待ち時間が長くなることが見込まれます。お住まいの地区の日程にてご来場ください。
なお、別途、申告の期日を指定する通知があった方は、指定された日にご来場ください。

○「予約制」申告相談の実施について

上記の申告相談期間中の来場者数の緩和を目的として、希望者のみに予約制の申告相談を行います。
希望される場合は、事前に申し込みフォームまたは電話での予約が必要となりますのでご注意ください。

【期間】令和8年2月2日から2月6日まで 午前9時から午後4時まで

【会場】山都町役場本庁舎1階 多目的ホール ※各支所では実施しません。

- 予約先：申し込みフォームまたはTEL：0967-72-1128
 - 受付開始：令和8年1月13日から（土日祝を除く）
 - 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- 予約は先着順（1日あたり30名程度）とし、定員になり次第、予約の受付を終了します。
予約がない場合は対応できませんのでご了承ください。



申し込みフォーム

- 不動産の売買等で譲渡所得がある方、消費税の申告相談（課税売上高が1千万円を超える方、インボイス制度へ登録をされ新たに課税事業者となった方）がある方、災害により住宅や家財に被害を受けた方は、裏面に記載の税理士相談日にご来場いただきか、税務署が開設する申告相談会場で申告（事前予約可）してください。

なお、税理士相談日以外の日程では、所得税の青色申告及び消費税の申告などは受付できませんのでご注意ください。

○税務署が開設する申告相談会場

【期間】令和8年2月16日から3月16日まで（土日祝を除く）午前9時から午後3時まで
ただし、3月1日限り日曜日も開設。

【会場】熊本東税務署1階事務室（熊本市東区東町3丁目2番53号）

- 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従って金額等を入力することで、確定申告書の作成が可能です。
作成した申告書は郵送またはe-Taxにより提出することができます。
申告会場に出向く必要がなく大変便利です。
- その他、所得税や確定申告に関するご質問及びご相談は「確定申告電話相談センター」へお問い合わせください。
※熊本東税務署（TEL：096-369-5566）に電話⇒音声案内に従い0番を選択



確定申告書等作成コーナー



2. 農業申告用基準価格

・米（1俵60kg） 29,900円

・そ菜（6歳以上1人あたり） ※広報2月号および町HPなどで提示します

3. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在で山都町に住所を有する方で、下記の【申告の必要がない方】以外の方は、申告する必要があります。

【申告の必要がない方】

- 所得税の確定申告書を直接税務署へ提出（e-Tax等による電子申告を含む）した方
又は提出する予定の方
 - 収入が給与のみで勤務先において年末調整を済ませた方
 - 収入が公的年金（個人年金は含みません）のみで所得控除の必要がない方
 - 収入が給与と公的年金のみの方で申告所得税がかからない方
 - 町内居住者の税上の扶養に入っている方で令和7年中の収入が全くなない方
- ※上記①～⑤以外の方は必ず申告してください。



申告される情報は、町県民税や国民健康保険税などの重要な算定基礎となります。申告を行わないと各種証明書の交付が受けられないだけでなく、税の軽減措置や各種サービスを受けられない場合があります。
なお、②～④に該当する方でも、扶養控除や社会保険料控除等の適用漏れがあり修正を行ないたい場合、雑損控除、医療費控除又は寄附金控除（ふるさと納税ワンストップ特例制度対象者を除く）などの適用を受けられる場合は、申告が必要です。

4. 申告の際に必要なもの

申告する世帯員全員分を持参してください。（①を除く）

- マイナンバーカード
※お持ちでない方は本人確認ができる以下のものが必要です。
運転免許証、公的医療保険の資格確認書などのうちいずれか1つ
- 事業所得（営業等・農業）及び不動産所得がある方は、収入支出の内訳を明らかにできる『収支内訳書』、『帳簿』及び『収支計算書』など（肉用牛を売却した人は『肉用牛売却証明書』）
非課税とならない給付金や補助金などの交付を受けた場合は、『交付金額等が分かる書類』など
事業所得の申告に係る収支内訳書は、必ず作成の上ご来場ください。作成していない場合は、作成後に再度ご来場いただきます。
収支内訳書は、本庁及び各支所税務窓口に準備していますのでご利用ください。
- 給与所得がある方は、勤務先が発行する『給与所得の源泉徴収票』
- 公的年金の受給者は、日本年金機構等が発行する『公的年金の源泉徴収票』
また、公的年金以外の受給者は、民間生命保険会社などが発行する『年金支払証明書』など
- 生命保険の満期金や解約金などを受け取った方は、受取金や掛金がわかる『支払証明書』など
- 社会保険料控除を受ける場合は、国民年金、農業者年金及び任意継続保険などの『社会保険料控除証明書』又は『支払証明書』など
- 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料及び地震保険料を支払った場合は、各保険料の『控除証明書』など
- 医療費控除を受ける場合は、『医療費控除の明細書【内訳書】』及び『医療費の領収書』など
医療費控除は、当該年中に支払った医療費の総額（保険金等で補てんされる金額を除く）が10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額を超える場合のみ控除できます。
なお、医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書【内訳書】の添付が必要になります。必ず作成の上ご来場ください。作成していない場合は、作成後に再度ご来場いただきます。
医療費控除の明細書は、本庁及び各支所税務窓口に準備していますのでご利用ください。
- 初回の増改築・中古住宅の購入等で住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告を予定している方は、申告の際に登記事項証明書などの書類提出が必要となりますので税務住民課まで事前にお尋ねください。なお、必要書類は国税庁ホームページなどでも確認できます。
- 所得税の口座振替納付や還付申告をされる方は、『本人名義の金融機関の通帳』または『届出印』



【お問い合わせ先】 山都町役場 税務住民課 課税係 TEL 72-1128